

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「技術を通じて、人々をもっと大切なことへ」というミッションのもと、「世界中の安全・安心を支える人が頼れるパートナーとなる」というヴィジョンを掲げており、当社を支えている株主をはじめとした全てのステークホルダー（株主、従業員、顧客、取引先、行政、地域社会等）との信頼関係を構築・維持し、皆様の利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。

そのためには、当社事業が安定的かつ持続的な発展を果たすことが不可欠であり、このような発展の基盤となる経営の健全性及び透明性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は重要な経営課題であると認識し、積極的に取り組んでおります。

具体的には、株主総会の充実、取締役会の機能及び監督の強化、適時適切な情報開示・IR活動の実施、内部管理体制の強化等によりコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本郵政キャピタル(株)	1,259,400	8.44
野波 健蔵	1,200,000	8.04
IGLOBE PLATINUM FUND PTE. LTD. (常任代理人 みずほ証券(株))	871,405	5.84
(株)菊池製作所	700,000	4.69
日本証券金融(株)	291,100	1.95
早川 研介	263,800	1.77
(株)SBI証券	234,297	1.57
モルガン・スタンレーMUFG証券(株)	203,573	1.36
(株)ランドキャリア	108,000	0.72
BNP PARIBAS SINGAPORE / 2S / JASDEC / UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	95,600	0.64

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

上記「大株主の状況」は、2024年12月31日現在のものです。

2020年6月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、スパークス・アセット・マネジメント(株)が2020年5月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 スパークス・アセット・マネジメント(株)
住所 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス6階保有株券等の数 433,340株
株券等保有割合 4.03%

2020年12月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、(株)東京大学エッジキャピタルパートナーズが2020年12月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。
大量保有者 (株)東京大学エッジキャピタルパートナーズ住所 東京都文京区本郷七丁目3番1号
保有株券等の数 512,100株株券等保有割合 4.70%

2021年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、みずほ証券(株)及びその共同保有者が2021年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。
大量保有者 みずほ証券(株)
住所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号保有株券等の数 30,000株
株券等保有割合 0.28%
大量保有者 アセットマネジメントOne(株)
住所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号保有株券等の数 305,400株
株券等保有割合 2.80%
大量保有者 アセットマネジメントOneインターナショナル (Asset Management One International Ltd.)住所 Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, UK
保有株券等の数 102,900株株券等保有割合 0.94%

2024年8月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク(Heights Capital Management, Inc.)が2024年8月6日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります
大量保有者 ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク(Heights Capital Management, Inc.)
住所 アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート715、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター保有株券等の数 1,886,597株
株券等保有割合 11.23%

2024年12月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、(株)村田製作所が2024年12月18日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります
大量保有者 (株)村田製作所
住所 京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
保有株券等の数 951,474株
株券等保有割合 5.99%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	12 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
静 健太郎	公認会計士											
香月 由嘉	弁護士											
島津 忠美	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

静 健太郎	○	○	当社の社外取締役(監査等委員)に就任する以前において顧問契約を締結しておりましたが、社外取締役(監査等委員)就任に伴い、顧問契約を解消しております。顧問契約の解消時点より1年以上が経過することとなり、独立役員の資格を満たすこととなるため、独立役員に指定いたします。	静健太郎氏は、公認会計士として財務・会計に関する専門的知識を有していることや、複数の企業における取締役及び監査役の経験から、役員としての抱負な経験に基づいた財務・会計に関する適切な監査・助言を期待し、社外取締役(監査等委員)に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じる虞があるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として適任であると判断しております。
香月 由嘉	○	○	当社は、同氏を独立役員として指定しております。	香月由嘉氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、投資会社においての豊富な職務経験を有しており、これらを当社の監査等に活かしてコーポレートガバナンスの強化に貢献していただくこと、また、当社のファイナンス戦略についての適切な助言をいただくことを期待し、社外取締役(監査等委員)に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じる虞があるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として適任であると判断しております。
島津 忠美	○	○	当社は、同氏を独立役員として指定しております。	島津忠美氏は、製品開発及び技術開発全般についての豊富な経験を有しており、当該知見を活かして特に製品開発及び技術開発について専門的な観点から業務執行に対するアドバイスや助言を期待し社外取締役(監査等委員)に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じる虞があるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として適任であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項	
監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査等委員の職務を補助するものとして監査等委員会スタッフを置くこととしております。監査等委員会スタッフを置いた場合は、独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会スタッフは監査等委員を除く取締役の指揮命令に服さない使用人を配置するとともに、その人事異動、人事評価については、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。	

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、原則として月1回の定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査等委員相互の情報共有を図ることとしております。また、監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

（報酬委員会）
当社は、社内取締役1名及び社外取締役2名で構成し、委員長（議長）を社外取締役とする任意の報酬委員会を設置しております。当社取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び個別の報酬等に係る事項は、本委員会で検討のうえ、取締役会への報告又は提言を経て、取締役会にて決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

株価上昇によるメリットだけではなく、株価下落によるリスクも株主と共有することにより、当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として導入しております。当社は、社内取締役及び従業員に対して、企業価値向上等に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬について、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役の職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、各取締役の報酬を取締役会で決定しております。なお、当社は取締役の報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2020年4月14日付にて、過半数の委員を独立社外取締役で構成する、当社取締役会に対して報告及び提言を行うための報酬委員会を設置しております。当社取締役の報酬の基本方針、報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針、及び個別の報酬等に係る事項は、本委員会で検討のうえ、取締役会への報告又は提言を経て、取締役会にて決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、基本報酬のみの支給として監査等委員会の協議で決定しております。

当社の取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

有価証券報告書において、取締役の報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額を開示しております。

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)については、対象となる役員は3名、報酬の総額は93百万円です。

監査等委員である取締役については、対象となる役員は3名、報酬の総額は24百万円です。

社外取締役については、対象となる役員は2名、報酬の総額は3百万円です。

なお、上記には2024年3月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する専任スタッフの配置は行っておりませんが、経営管理ユニットにおいて取締役会開催日時や決議事項の事前通知等を行う等、必要に応じサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役及び取締役会

取締役会は、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監査・監督機関として機能しており、本書提出日現在、取締役6名(うち社外取締役でかつ監査等委員3名)で構成されております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の職務執行の状況を監督しております。

(b) 監査等委員及び監査等委員会

監査等委員会は、本書提出日現在、常勤の監査等委員1名を含む3名(うち社外取締役3名)で構成されており、監査等委員会による監査は、常勤の監査等委員を中心に、他の監査等委員2名と適切な業務分担を図ったうえで、取締役会及びその他重要な会議への出席、代表取締役及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を不足なく監督できる体制を確保しております。監査等委員会は、原則として月1回の定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査等委員相互の情報共有を図ることとしております。また、監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図ることとしております。

(c) マネジメント会議

当社では、企業価値向上を目指した経営の執行を推進することを目的としてマネジメント会議を設置しております。マネジメント会議は、常勤取締役3名及び常勤取締役が指示する参加者により構成されており、原則として週1回の定時マネジメント会議を開催するほか、必要に応じて臨時マネジメント会議を開催し、取締役会が決定した経営に関する基本方針及び経営業務執行上の事項について審議するとともに、業務執行部門の監督機関として機能しております。なお、社外取締役は、マネジメント会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるができることとしております。

(d) 内部監査

当社は独立した内部監査室を設けており、全部門をカバーするように内部監査を実施しております。内部監査室は、代表取締役に対して監査結果を報告したうえで、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査室と監査等委員、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(e) 報酬委員会 (任意委員会)

当社は、社内取締役1名及び社外取締役2名で構成し、委員長(議長)を社外取締役とする任意の報酬委員会を設置しております。当社取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び個別の報酬等に係る事項は、本委員会で検討のうえ、取締役会への報告又は提言を経て、取締役会にて決定しております。

(f) 会計監査人

当社は、監査法人アヴァンティアと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、同監査法人より適時適切な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役及び取締役会の監査・監督機能の充実により経営の健全性・透明性を図り、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化に繋げるとともに、経営環境の変化に対する確かつ迅速に対応できる体制が、企業価値の最大化と持続的な成長において重要であると判断し、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。また、会社法に基づく機関として、株主総会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査室を置き、これらの各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるように日程調整に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	定時株主総会においてインターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では実施する予定はありませんが、将来的には検討していきたいと考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	将来的には、外国人投資家向けに英文の招集通知を検討していきたいと考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR専用ページにて公表する方針です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	業績や経営方針を説明する説明会を積極的に開催してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家を交え、業績や経営方針を説明するスモールミーティングを実施してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家を交え、業績や経営方針を説明するスモールミーティングを実施してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIR専用ページにて公表する方針です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理ユニットを担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社を支えている株主をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を構築・維持し、皆様の利益を重視した経営を行うことが上場会社である当社の使命であると考えており、健全な証券市場を担う一員であることを常に認識しております。経営の健全性及び透明性の向上を目的として、迅速かつ正確で公平な情報開示を行い、ステークホルダーの期待に応えるよう事業を発展させていく方針です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地震や台風などの被災地へACSLの防災・災害仕様ドローンの無償提供による支援などをおこなっております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等を通じて、積極的な情報開示を行っていく方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、会社法に基づく業務の適正性を確保するための体制として、以下の通り「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

()コンプライアンスを確保するための基礎として、コンプライアンス規程を定める。また役員はコンプライアンス規程に則り、コンプライアンス活動を率先垂範する。

()コンプライアンス所管部署である経営管理ユニットが、取締役及び使用人への教育研修等の具体的な施策を企画・立案・推進し、全従業員のコンプライアンスに対する意識向上を図る。

()内部通報規程を定め、通報・相談窓口を社内外に設置することにより、不正行為の早期発見と是正を図る。また、通報者が不利益な扱いを受ける事を禁止し、これを内部通報規程に定めるものとする。

()必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

()取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む)を、関連資料と併せてこれを法令・社内規程に則り適切に保存・保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

・株主総会議事録

・取締役会議事録

・重要な会議体及び委員会の議事録

()上記()に定める文書の他、契約書、決裁書その他の文書については、文書管理規程、機密管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程などに基づき適切に情報の保存及び管理を行う。

()個人情報ほか法令上一定の管理が求められる情報について、役職員などに対して当該法令で要求される管理方法の周知徹底を図る。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

()経営管理ユニットは当社の事業活動に伴うリスクを的確に把握し、その顕在化を防ぐための施策を推進する。

()リスク管理規程に則り、各ユニット部門はその担当業務に関連して発生しうるリスクの管理を行う。全社的な管理を必要とするリスクについては経営管理ユニットがリスクを評価した上で対応方針を決定し、これに基づき適切な体制を構築する。

()重大なリスク、あるいは重篤な事故・災害の発生時には危機管理委員会を設置し、リスクを最小限にするべく全社横断的かつ組織的な対応を行う。

d. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。

e. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備

()反社会的勢力との関係遮断の基本方針

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団などの反社会的勢力との関係を一切遮断する。

()反社会的勢力との取引排除に向けた体制整備

・経営管理ユニットを反社会的勢力対応部署とし、反社会的勢力に関する情報収集・管理体制を確立する。

・警察等の関連機関との緊密な連携体制を確立する。

・反社会的勢力対応に関する反社会的勢力対応規程を定め、周知徹底を図る。

・取引基本契約など各種契約及び就業規則に暴力団排除条項を導入する。

f. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

()定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、経営の基本方針など重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。

()業務執行に当たっては業務分掌規程、職務権限規程において責任と権限を定める。

g. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

()監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査等委員の職務を補助するものとして監査等委員会スタッフを置く。

()監査等委員会スタッフを置いた場合は、独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会スタッフは監査等委員を除く取締役の指揮命令に服さない使用人を配置するとともに、その人事異動、人事評価については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

- h. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- () 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員である取締役に報告する。
 - () 常勤の監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じてマネジメント会議など主要な会議に出席するとともに、主要な稟議書を閲覧する。
 - () 監査等委員会は内部通報規程に基づき内部通報の状況報告を受けるとともに、内部通報所管部署から定例の取締役会においてその運用状況の報告を受ける。
 - () 監査等委員会は内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役及び使用人から定期的に受けるほか、必要と判断した事項については取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - () 監査等委員会に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- () 監査等委員会は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査室と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。
 - () 監査等委員会は、会計監査人との定期的な会合、会計監査人の往査等への立ち会いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求める等、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
 - () 監査等委員会の職務を執行する上で必要となる費用は、会社が支払うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 内部統制システムに記載の通り、下記のように整備しております。
- () 反社会的勢力との関係遮断の基本方針
当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団などの反社会的勢力との関係を一切遮断する。
 - () 反社会的勢力との取引排除に向けた体制整備
・経営管理ユニットを反社会的勢力対応部署とし、反社会的勢力に関する情報収集・管理体制を確立する。
・警察等の関連機関との緊密な連携体制を確立する。
・反社会的勢力対応に関する反社会的勢力対応規程を定め、周知徹底を図る。
・取引基本契約など各種契約及び就業規則に暴力団排除条項を導入する。

その他

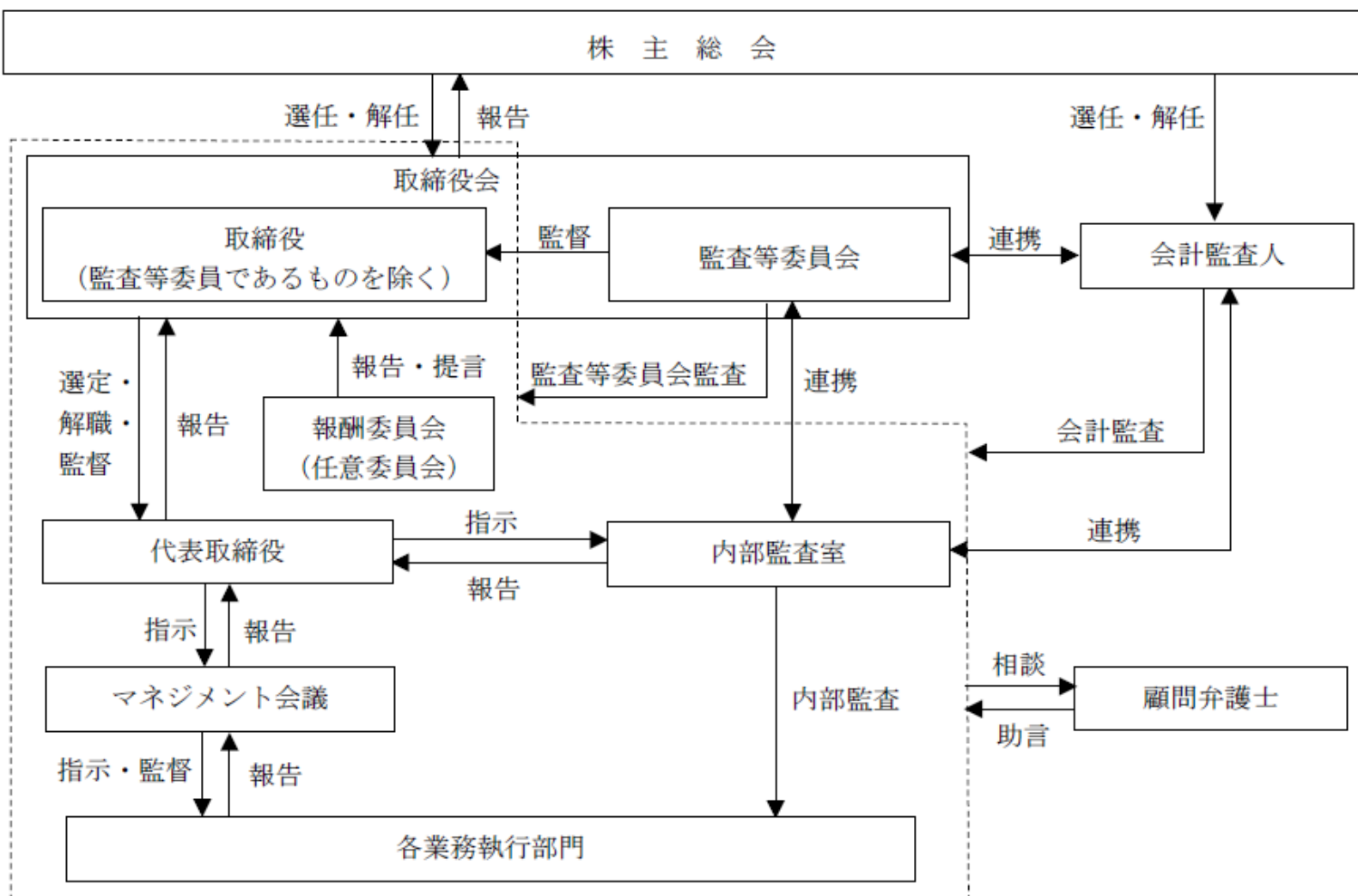
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

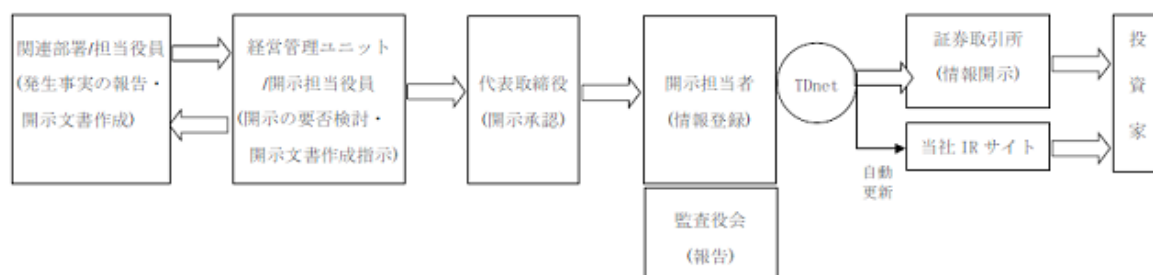
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

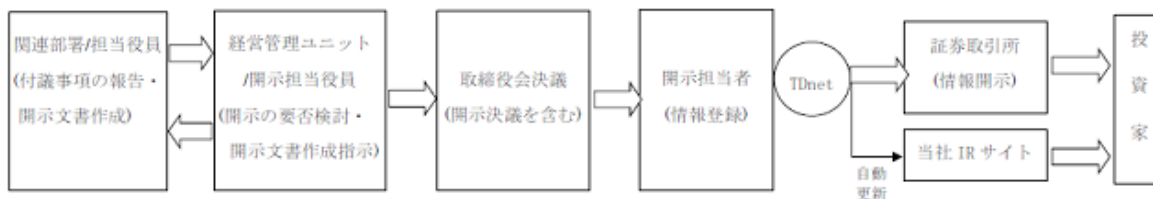


【適時開示体制の概要（模式図）】

(a) 発生事実に関する情報



(b) 決定事実に関する情報



(c) 決算に関する情報

